

令和4年度  
「東広島市ものづくり新事業展開  
支援事業補助金」公募要領

令和4年4月  
東 広 島 市

東広島市では、「ものづくり新事業展開支援事業補助金」について、次のとおり令和4年度の補助事業者の募集を行います。

ご希望の方は、この公募要領の内容をご確認の上、添付の申請書にてお申し込みください。

## 1 事業の目的

東広島市では、市内の中小企業の新たな事業展開を支援することにより、本市における研究開発及び研究成果の市場化を促進し、地域産業の活性化を図ることを目的として、中小企業の知的財産権の取得等に要する費用の一部を補助します。

## 2 補助対象者

東広島市内に主たる事業所を有し、市税を滞納していない方のうち、次のいずれかに該当する方となります。

### (1) 中小企業基本法に定める中小企業者

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

### (2) 中小企業等協同組合法に定める中小企業等協同組合

### (3) (1)、(2)により組織されたグループ

※上記に該当する方であっても次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- ・発行済株式の総数又は出資価額の1/2以上が同一の大企業の所有に属している。
- ・発行済株式の総数又は出資価額の2/3以上が複数の大企業の所有に属している。
- ・役員総数の1/2以上を大企業の役員（従業員の兼務を含む。）が占めている。

### 3 対象事業：知的財産権取得事業

区 分	内 容
①申請支援タイプ	自社の有する技術又は製品の保護やブランド力の向上を目的として行う国内における知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権又は商標権）の取得に関する事業。
②パッケージ型支援タイプ	自社の有する技術又は製品の保護やブランド力の向上を目的として行う国内外における知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権又は商標権）の取得に関する事業及びその取得に当たり必要となる国際的な交渉を含む知財戦略策定に係る準備に関する事業。 また、市域での実証実験を実施するなど、市外企業の活力を取り込むことが見込まれるもの。

※ 事業化した後に、市内で生産しているもの又は将来的に市内で生産することが見込まれる技術や製品が対象となります。

※ 同一年度において交付を受けられるのは、①～②のいずれか1事業のみ（1回限り）。

### 4 補助対象経費、補助率、限度額等

事業の区分	補助対象経費	補助率	限度額
①申請支援タイプ	出願料、出願審査請求料、弁理士に支払う費用	1 / 2 以内	1 0 万円
②パッケージ型支援タイプ	弁理士、弁護士等に支払う報酬、出願料、出願審査に要する経費その他特許又は実用新案、意匠若しくは商標の登録に要する経費、渡航費、翻訳料、通訳費、外国政府への出願に要する経費その他市長が必要と認める経費	1 / 2 以内	1 5 0 万円

※ 消費税額及び地方消費税額は、補助対象経費に算入することはできません。

※ 補助金額の算出において1,000円未満の端数があるときは、切り捨てとなります。

※ 採択となった場合であっても、予算の都合等により申請額に対して交付額が減額となる場合があります。

※ 同一又は類似の内容で本市以外の補助事業や委託事業に併願することは認めますが、重複して補助金等の交付を受けることはできません。

※ 原則として、補助金は精算払いとしますが、パッケージ型支援タイプについては、交付決定額の1 / 2 以内において概算払いにすることも可能です。

※ ②パッケージ型支援タイプの補助対象経費について、申請書には（ライセンス交渉に係る事業）、（知財戦略策定に係る事業）など目的事業ごとに整理して記入してください。

## 5 募集期間

①申請支援タイプ	令和4年4月1日（金）～随時（予算額に達し次第終了）
②パッケージ型支援タイプ	令和4年4月1日（金）～随時（予算額に達し次第終了）

※ 受付時間 8：30～17：15

（土日祝日及び年末年始（令和4年12月29日～令和5年1月3日）を除く。）

## 6 申込方法

この公募要領に添付している補助金交付申請書に必要な事項を記入し、御捺印の上、会社の概要が分かる資料（会社のパンフレット等）、登記事項証明書、滞納のない証明書及び直近の決算書（パッケージ型支援タイプのみ）各1部を添えてご提出ください。

なお、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

## 7 その他

交付決定となった場合、事業者名、事業テーマを公表することがあります。

## 8 問い合わせ・申請先

東広島市 産業振興課 イノベーション創出支援係

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号（本庁舎8F）

電話：082-420-0921

FAX：082-422-5805

メール：[hgh938181@city.higashihiroshima.lg.jp](mailto:hgh938181@city.higashihiroshima.lg.jp)

東広島市ものづくり新事業展開  
支援事業補助金

申請様式集

年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名〕

令和4年度東広島市ものづくり新事業展開支援事業補助金交付申請書

令和4年度東広島市ものづくり新事業展開支援事業補助金の交付を受けたいので、東広島市ものづくり新事業展開支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

(1) 事業計画書（□別記様式第2号 ■別記様式第2号の2）

(2) 経費明細表（別記様式第3号）

(3) 申請者（企業グループにあつては、その構成員である全ての法人等）の概要及び経歴を記載した書類並びに登記事項証明書

(4) 申請者（企業グループにあつては、代表者が所属する中小企業）の前事業年度分の財務諸表（法人にあつては、貸借対照表及び株主資本等変動計算書、個人にあつては、青色申告書又は確定申告書の写し）（産学共同研究事業又は成長分野産業育成事業の場合に限る。）

(5) 申請者（企業グループにあつては、その構成員である法人等のうち市内に事業所を有する全てのもの）に市税の滞納がないことを証する書類

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別記様式第2号の2（第6条関係）

事業計画書（知的財産権取得事業及び見本市等出展支援事業用）

1 申請者の概要

名 称				
代表者の 役職名及び氏名	(所属先 )			
所在地				
電話番号	( ) -	ファクシミリ 番 号	( ) -	
担当者の所属、 役職名及び氏名				
設立（創業） 年 月 日	年 月 日	資 本 金 (出資金)	千円	
業 種		従 業 員 数	常用 臨時	人 人
出 資 者	氏名又は名称	株数比率	出資比率	備 考
役 員	役 職 名	氏 名		備 考

- 注 1 「出資者」の「氏名又は名称」の欄は、株数比率又は出資比率の合計が50パーセントを超える者を記載し、株主が法人の場合にあっては、「出資者」の「備考」の欄に当該法人の資本金の額及び従業員数を記載すること。
- 2 役員が他の法人の役員を兼務している場合は、「役員」の項「備考」の欄に当該法人の名称及び当該法人における当該役員の役職名を記載すること。
- 3 企業グループにあっては、その構成員である法人等の概要を明らかにする書類を添付すること。

## 2 事業の内容

事業の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 知的財産権取得事業 <input type="checkbox"/> 見本市等出展支援事業 <input type="checkbox"/> 申請支援タイプ <input type="checkbox"/> パッケージ型支援タイプ
事業実施 予定期間	年    月    日から                    年    月    日まで
主たる実施場所	
事業の目的	
現状・課題（市場の需要及び規模、想定する顧客等）	
内        容	
事業の目標	
実施体制	
スケジュール （時期、実施者、場所等）	
期待される効果 （地域への影響等）	
そ        の        他 特    記    事    項	

## 3 他の補助金等の申請状況

申    請    先	
申    請    の    内    容	
交    付    の    状    況	

注 「主たる実施場所」の欄は、知的財産権を取得した製品等の生産場所、製品の容器又は包装の意匠の開発又は改良を行う場所、市場調査の対象地域、見本市等の開催場所等を記載すること。



別記様式第3号（第6条関係）

経 費 明 細 表

1 収入

（単位：円）

経費区分	金額	調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他（ ）		
合計		

2 支出

（単位：円）

種 別	内 容	数 量	単 位	単 価	事業に 要する 経費	補助対 象経費	補助金 交付申 請額
合 計							

- 注 1 「種別」の欄は、別表の補助対象経費の別を記載すること。
- 2 「事業に要する経費」の欄は、当該事業を遂行するために必要な経費の額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）を記載すること。
- 3 「補助対象経費」の欄は、「事業に要する経費」の欄に記載した額のうち補助対象経費の額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じて得た額を記載すること。

# 納税証明書交付請求書

(滞納のない証明書)

クレジットカード

電子マネー( )

QR( )

受付時間 時 分

年 月 日

東広島市長様

請求者

住所(所在地)		
氏名(名称)		法人のみ代表者印
代表者の職・氏名		
電話番号	( ) —	

納税者

住所	
法人番号	
氏名(名称)	

使用目的

東広島市ものづくり新事業展開支援事業補助金の交付申請書に添付するため

上記の目的に使用するため、下記事項について証明を請求します。

令和 年 月 日以前に納付すべき市税(地方税法第15条の4及び第601条から第603条の2までの規定により徴収猶予されたものを除く)について滞納はありません。

上記のとおり証明してよいでしょうか

課長	課長補佐	係長	担当者	件数	手数料
				件	円

番号確認書類
<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード
<input type="checkbox"/> その他( )
本人確認書類
<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証
<input type="checkbox"/> その他( )